

十日町民商ニュース

2022年3月 vol.401

☎025-757-2509

✉025-752-5679

〒948-0037 十日町市妻有町東 1-404-11

tokamachi.minsho@gmail.com

所得税・消費税の納付はお済みですか？

所得税の納付期限は3月15日、消費税の納付期限は3月31日までとなっています。口座振替での納付の届けを出している方は口座への入金をお忘れなく！

振替日：所得税 4月21日（木）消費税 26日（火）

申告した税金を納めないと、約1ヶ月以内に「督促状」が届き、この時点で「滞納」になります。さらに放置していると差押えといったことになってしまいます。税金を一括納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる場合は「納税の猶予」・「換価の猶予」といった納税緩和措置を利用しましょう！猶予が認められると新たな差押えなどの滞納処分の執行を受けない事や、認められた期間中の延滞税の一部が免除されます。

建設業許可を取得している業者は「変更届」の提出準備を！

建設業許可の決算に基づく変更届は決算から4ヶ月以内の提出が期限となっています。「更新」時期は事業所によって異なりますが、「変更」に関しては決算より4ヶ月以内になりますので、事務局へご相談頂ければ工事経歴書などの必要書類等の案内をいたします。

使っ得！県民割キャンペーン

3月11日(金)～4月28日(木)の期間、新潟県内の旅行に対して最大5,000円の割引&お土産等購入することのできる2,000円のクーポンが付くキャンペーンが再開しています。※今回からワクチン接種が条件になっているなど変更点もありますので、詳しい内容が知りたい場合は旅行代理店に問い合わせるか、事務局までご相談ください。お得に県内旅行をするために活用を。

労働保険年度更新書類書き込み会

労働保険書類の記入の仕方などお伝えします。

日程 4月12日（火）、13日（水）

午後1：30～5：00

